

## 指定管理者評価シート

事業名	札幌市健康づくりセンター運営管理費	所管課(電話番号)	保健福祉局保健所健康企画課(622-5151)
-----	-------------------	-----------	-------------------------

## I 基本情報

1 施設の概要			
名称	札幌市中央健康づくりセンター	所在地	中央区南3条西11丁目
開設時期	平成5年9月	延床面積	2,438.02㎡
目的	市民の健康増進		
事業概要	健康増進事業、運動指導事業、健康増進に関する情報の収集・提供、その他		
主要施設	健康度測定フロア、運動フロア、図書視聴覚室、相談コーナー		
名称	札幌市東健康づくりセンター	所在地	東区北10条東7丁目
開設時期	昭和62年4月	延床面積	846.80㎡
目的	市民の健康増進		
事業概要	健康増進事業、運動指導事業、健康増進に関する情報の収集・提供、その他		
主要施設	運動フロア		
名称	札幌市西健康づくりセンター	所在地	西区八軒1条西1丁目
開設時期	平成12年12月	延床面積	2,360.10㎡
目的	市民の健康増進		
事業概要	健康増進事業、運動指導事業、健康増進に関する情報の収集・提供、その他		
主要施設	運動フロア、体力測定室、ウォーキングデッキ、運動スタジオ		
2 指定管理者			
名称	一般財団法人 さっぽろ健康スポーツ財団		
指定期間	平成26年4月1日～平成30年3月31日		
募集方法	公募 非公募の場合、その理由:		
指定単位	施設数:3施設 複数施設を一括指定の場合、その理由:提供サービスの均一化とスケールメリットによる効率的運営のため、一括公募とした。		
業務の範囲	施設運営及び管理業務、健康増進事業、運動指導事業、健康増進に関する情報の収集・提供、その他の事業、施設の使用承認、利用料金の收受等		
3 評価単位	施設数:3施設 複数施設を一括評価の場合、その理由:施設単位で評価しても大きな差異が生じないことから、指定単位での一括評価としたもの。		

II 平成29年度管理業務等の検証

	実施状況	指定管理者の自己評価	所管局の評価																								
1 業務の要求水準達成度																											
(1)統括管理業務	<p>▽ 管理運営に係る基本方針の策定</p> <p>▼ 施設の設置目的である「市民の健康づくりを推進し、健康増進を図る」ため、以下の5つの管理運営方針と3つの重点の方策を掲げ、市民から信頼される公共サービス提供者として様々な市民ニーズに即した施設運営に取り組んだ。</p> <p><b>【5つの管理運営方針】</b></p> <p>①市民の誰もが健康づくりに親しめる環境整備を図る                  ②施設の効用を最大限に発揮し、利用促進に取り組む                  ③豊富な知識と専門スキルによる質の高い施設運営を行う                  ④省エネの推進などによる管理経費の縮減を図る                  ⑤札幌市と連携し、行政施策の実現に取り組む</p> <p><b>【3つの重点の方策】</b></p> <p>①平等利用の確保や法令順守による透明性確保                  ②地球温暖化防止と環境配慮                  ③行政課題や施設課題等への取り組み</p> <p>▼ 中期経営計画において、利用者サービスの向上に戦略的に取り組む「成長戦略」と公共サービス提供者として持続的かつ高品質なサービスを提供するための「経営基盤の強化」を2本の柱に掲げ、「安全・安心の追求」、「お客様満足度の向上」などの戦略プランとアクションプランを着実に実行し、健康づくりセンターの適正な管理運営を行った。</p> <p>▼ 札幌市健康づくりセンター3施設の地域拠点性や施設設備の特性を踏まえつつ、一括管理の効果を最大限に発揮するため、引き続き各センターの連携を強化し、管理運営水準の維持向上及び管理経費の縮減に向けた効果的な管理運営を行った。</p> <p>また、当財団が指定管理者として指定を受けている札幌市体育館グループ等との連携を更に強化し、利用者の利便性を向上するとともに、健康づくりに関する市民意識の向上を図った。</p> <p>▽ 平等利用に係る方針等の策定と取組実績</p> <p>▼ 重点の方策を定め、利用者の平等利用が妨げられることのないよう、地方自治法、札幌市健康づくりセンター条例、施行規則、札幌市公の指定管理者の指定に関する事務処理要綱などを遵守するとともに、全スタッフに対して研修、指導、啓発などの教育を徹底した。</p> <p>▼ 各施設の利用受付、使用の承認・不承認、利用料金の収受、還付などに関する手続きは、札幌市健康づくりセンター条例、同施行規則等に準拠して公平に行った。</p> <p>▼ 統括責任者は、人材教育の責任者として、各施設の職員がOJTや勉強会を通じて、責任と自覚をもって業務にあたることで、管理施設の平等性と公正性が保たれているかを管理監督した。</p> <p>▼ 館長(施設責任者)に障害者差別解消法兼サービス介助基礎資格検定を受講させ、職員へのOJTを実施した。</p>	<p>健康づくりセンターの設置目的の実現及び価値の最大化を目指すため、当財団が定めた管理運営基本方針に基づき、円滑かつ効率的な管理運営を目指した。</p> <p>健康づくりセンター3施設の特性を活かした運営管理を行うとともに、各施設間の利用調整等を図り、一括管理の効果を最大限に発揮した。</p> <p>また、財団が管理するスポーツ施設等との連携を図り、利用者の利便性を向上させた。</p> <p>その他、札幌市への報告・連絡を適時適切に行うなど、指定管理者として、良好な健康づくりセンターの管理運営を行った。</p> <p>統括責任者及び各施設の館長(施設責任者)が、公共サービス従事者として職員の自覚を促す教育・指導を徹底することで、全スタッフが一丸となって、不当な差別的行為を発生させない環境づくりに取り組んだ。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">                     管理運営に関する基本方針を策定し、適切に運営が行われているとともに、よりよいサービス向上にも努めている。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="4">                     平等利用の確保においては、方針及び取組項目の明確化や体制づくりといった要求水準を満たしている他、「障害者差別解消法」の施行に基づき、多くの市民が施設を快適に利用できるような様々な配慮がされている。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="4">                     また指定管理施設の責任者は(公財)日本ケアフィット共育機構が行う「サービス介助基礎検定の受講・認定を受けており、障がい者差別解消法及び車いすの方への接し方・介助の方法等の理解、習得をしている。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="4">                     環境配慮については、「さっぽろエコメンバー」への登録、「クリック募金」への協力など組織として積極的に取り組んでおり、ごみ減量やリサイクルにも努めている。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="4">                     また、行政課題である「重視する対象者」の利用促進に関することや施設課題等について運営協議会の中で協議し、施設運営の安定を図った。                 </td> </tr> </tbody> </table>	A	B	C	D	管理運営に関する基本方針を策定し、適切に運営が行われているとともに、よりよいサービス向上にも努めている。				平等利用の確保においては、方針及び取組項目の明確化や体制づくりといった要求水準を満たしている他、「障害者差別解消法」の施行に基づき、多くの市民が施設を快適に利用できるような様々な配慮がされている。				また指定管理施設の責任者は(公財)日本ケアフィット共育機構が行う「サービス介助基礎検定の受講・認定を受けており、障がい者差別解消法及び車いすの方への接し方・介助の方法等の理解、習得をしている。				環境配慮については、「さっぽろエコメンバー」への登録、「クリック募金」への協力など組織として積極的に取り組んでおり、ごみ減量やリサイクルにも努めている。				また、行政課題である「重視する対象者」の利用促進に関することや施設課題等について運営協議会の中で協議し、施設運営の安定を図った。			
A	B	C	D																								
管理運営に関する基本方針を策定し、適切に運営が行われているとともに、よりよいサービス向上にも努めている。																											
平等利用の確保においては、方針及び取組項目の明確化や体制づくりといった要求水準を満たしている他、「障害者差別解消法」の施行に基づき、多くの市民が施設を快適に利用できるような様々な配慮がされている。																											
また指定管理施設の責任者は(公財)日本ケアフィット共育機構が行う「サービス介助基礎検定の受講・認定を受けており、障がい者差別解消法及び車いすの方への接し方・介助の方法等の理解、習得をしている。																											
環境配慮については、「さっぽろエコメンバー」への登録、「クリック募金」への協力など組織として積極的に取り組んでおり、ごみ減量やリサイクルにも努めている。																											
また、行政課題である「重視する対象者」の利用促進に関することや施設課題等について運営協議会の中で協議し、施設運営の安定を図った。																											

▼ 年齢や性別などによって、合理的な理由なく利用の制限や不当な差別的行為を発生させないための指導を徹底し、体制づくりを行った。

また、利用者間のトラブルを発生させないよう、職員の巡回を強化し、利用者への積極的な声掛け、利用ルールの周知等により、利用マナーの向上を図った。

▼ 障がいのある方への配慮のガイドラインを策定・運用し、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供についての具体例を示し、適切な対応を徹底した。

▼ 筆談具やコミュニケーション支援ボード、タブレットPCなどを配置し、コミュニケーションのバリアフリーを推進した。

▼ 子どもから高齢者、障がいのある方などの様々なニーズや特性に合わせた種目、運動強度、運動時間のプログラムを提供し、利用機会の平等性を確保した。

▼ 自主事業の参加は、広く募集を行い、厳正な抽選により決定することで、均等な機会を確保した。

#### ▽ 地球温暖化対策及び環境配慮の推進

▼ 地球を守るより良い環境づくり・まちづくりのため、札幌市の「さっぽろエコメンバー登録制度」レベル3の登録を継続し、環境に配慮した取組みを推進した。

▼ 次世代を担う子どもたちに環境問題の現状と対策を伝えていくため、「環境教育へのクリック募金」に協力した。(寄付金額240,000円)

▼ エコキャップ運動の推進事業として、各管理施設にてペットボトルキャップを回収し、ゴミ減量(リサイクル化)とCO2削減に取組むとともに、再資源化による製品売却益を寄附した。(平成20年度からの当財団管理施設全体の回収累計数は、約962万個、22,991キログラム)

▼ 北海道グリーン・ビズ認定制度の「優良な取組」部門に登録申請を行った。

▼ 「生物多様性さっぽろ応援宣言企業・団体」への登録を行い、生物多様性の保全に努めた。

▼ さっぽろエコスタイル(クールビズ・ウォームビズ)を継続実施し、冷暖房設備の省エネを行った。

▼ 中央センターに省エネ・ノンフロン環境対策の自動販売機を設置するとともに、商品補充・運搬の効率化を図ることで、CO2の排出量削減を行なった。

▼ スタッフの公共交通機関利用によるCO2排出量の削減に取組んだ。

▼ 地域清掃、植栽等を実施した。

▼ 使用済ペーパーの裏面再利用を徹底した。

#### ▽ 管理運営組織の確立(責任者の配置、組織整備、従事者の確保・配置、人材育成)

要望・苦情対応では、要求水準で定めている要望等の受付体制の整備以外に、提案箱の設置によって利用者からの意見や要望を積極的に汲み取ろうとしている。

札幌市が推進するエコメンバー、クリック募金に積極的に参加したほか、指定期間を通じて、エコキャップの回収に取組み大きな成果を上げた。

また、CO2の排出抑制や電力使用量の削減などにも積極的に組み、環境に配慮した施設の運営を実践した。

【責任者の配置】

▼ 健康づくりセンターの管理運営業務を取まとめる統括責任者と併せて、各施設の管理運営を推進する施設責任者(館長)を配置するとともに、事務局に組織的な対応にあたるトータルマネージャーを配置した。

各責任者は、公の施設の管理運営に係る長年の実務経験者を配し、公正な管理運営や施設環境の整備を行った。

施設責任者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する「不当要求防止責任者」として、施設の安全確保を徹底した。

【組織整備】

▼ 施設には、統括責任者、施設責任者、医療担当部長のもと、経験豊富な職員を適正数配置し、施設の維持管理、各種事業の推進にあたり、事務局各課が専門的な業務の指示・サポートを行うことで、重層的で強固な管理運営体制を構築した。

また、健康づくりセンター内をはじめ、当財団が管理する他の指定管理グループの責任者や職員と積極的に情報共有を図ることで、組織的に、札幌市の公のスポーツ施設の管理運営と市民のスポーツ・健康づくり活動の推進に取組んだ。

▼ 一般財団法人の関係法令に基づき、業務執行理事(役職理事)は理事会で職務執行状況報告を実施し、情報共有や適正な組織体制を維持した。

また、組織図及び緊急連絡網等を作成し、指揮命令及び緊急時の連絡系統が明確な組織体制を徹底した。

▼ 組織のガバナンス強化を目的に、顧問弁護士、公認会計士や社会保険労務士との連携を図り、制度の再構成や諸規程の改正を行うとともに、職員への周知徹底を図った。(職員就業規則、育児休業及び介護休業に関する規則、ハラスメント防止等に関する細則等の改正)

【従業員の確保・配置】

(人)

区分	中央	東	西	計
センター長(医師)	1	—	—	1
統括責任者	1			1
館長	1	※(1)	1	2
正規職員	5	1	1	7
常勤職員	15	※(2)	7	22
計	23	1	9	33

※ ( )は中央センターと兼務

▼ 当財団全体で正職員6名、嘱託職員36名を採用し、指定管理提案書に基づき計画的に職員を配置した。

▼ 各施設の管理運営業務を遂行するために、医師、看護師、保健師、管理栄養士、理学療法士、健康運動指導士等の有資格者を管理業務仕様書に基づき適正配置した。

【従業員の確保・配置】

▼ 嘱託職員の採用に際しては、大学及び専門学校(7校)を訪問し、リクルート情報の積極的な発信やハローワークインターネットサービスへの求人情報掲載を行うなど安定的に確保した。

要求水準に基づく統括責任者と併せて館長(施設責任者)を重層的に配置することで、指定管理に関する各業務をより確実に遂行する体制を整備した。

また、各責任者による会議を定期的開催するなど、施設管理運営に係る情報の集約や業務改善を積極的に行ったほか、体育館、温水プールのスポーツ施設等の指定管理者施設との業務の共通化や情報共有を図ることで、透明性と効率性の高い組織を構築した。

大学等と連携して、人材確保の活動を行い、管理業務計画書に基づく職員の採用を実施した。また、職員の効率的な配置を行ったほか、市内の教育機関と連携して人材確保の活動を行った。

## 【人材育成】

▼ 当財団の人材育成計画に基づく階層別研修プランを策定し、自身の課題の抽出や高度なビジネススキルの習得、労働環境の整備など、各職位で必要と考えられる研修を、業務の基本となるOJTとOFF-JTを効果的に活用しながら実施した。

併せて、障害者差別解消法の対応に関して実技を含めた知識の習得や顧客満足に対する意識向上の研修を実施した。

▼ 平成29年度に実施または受講した特徴ある職員研修

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①認知症サポーター養成講座</li> <li>②障害者差別解消法兼サービス介助基礎資格検定</li> <li>③幼少年体育指導士認定講座</li> <li>④体育施設管理士養成講習会</li> <li>⑤新採用職員採用前施設見学・実務研修</li> <li>⑥不当要求防止責任者講習</li> <li>⑦その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス研修～働き方改革～</li> <li>・リーダーシップ研修～7つマネジメントスキル習得～</li> <li>・CS顧客満足向上研修</li> <li>・接客・接客研修</li> <li>・普通救命講習</li> <li>・事故対応シミュレーション</li> </ul> </li> </ul> |
|---|

▼ 専門職のスキルアップ研修

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①メディカルスタッフ研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・頸部エコー検査に必要な基礎講座</li> <li>・特定保健指導に関する研修</li> <li>・スポーツ栄養・スポーツ時のコンディショニング</li> <li>・平成30年度からの特定健診・特定保健指導について</li> </ul> </li> <li>②運動指導員研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中高齢者の変形性膝関節症に対する運動指導の理論と実技</li> <li>・健康運動指導士更新必修講座               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 認知機能低下を予防するための身体活動とその効果</li> <li>イ) 各疾患者への運動療法、服薬者の運動と注意点</li> </ul> </li> <li>・高血圧・脂質異常症・糖尿病の運動指導について</li> <li>・サルコペニアの理論と運動指導</li> <li>・ウォーキングの理論と運動指導</li> <li>・筋力トレーニングの理論と運動指導</li> <li>・個別運動指導に役立つ知識の習得</li> </ul> </li> </ul> |
|--|

▼ 職員のキャリア・スキルアップなどのための自己啓発活動支援休暇制度を設け、働きながら活動しやすい環境を整備した。

▼ 業務上有用と判断される資格取得にあたっては、経費の負担を行った。

▽ 管理水準の維持向上に向けた取組

▼ 利用者のニーズに柔軟に対応して、サービス水準を向上させるため、朝礼・昼礼・終礼の実施、また、業務日誌やグループウェアを使用し、上司への報告、職員間の相互連絡等の情報を共有した。

▼ 役員会議、総括課長会議、館長会議、担当者会議などの会議を定期的に行い、施設運営上の共通課題の認識と、解決方法の協議及び情報の共有化を図った。

▼ 文書管理機能及びワークフローシステムを活用した業務効率の改善や事故報告の共有化により、事故を未然に防ぐ体制強化を図った。

各階層で要求される業務水準に応じた多様な研修を実施し、人材を育成した。

また、各業務において有用な資格取得と研修受講を推進し、管理水準の維持向上を図った。併せて、キャリア・スキルアップ等の自己啓発活動を支援する休暇制度を設けるなど環境の整備も併せて推進した。

施設の運営上の課題に対し、組織的に解決に当たる体制を整備し、利用者が安全・安心で快適に利用できるような管理水準の維持向上を図った。

▼ 外国人利用者や聴覚に障がいのある方に対する利便性向上を図るため、全施設に翻訳や筆談機能を備えたタブレットPCの配備を継続した。  
また、受付窓口においても、このタブレットPCを活用して施設案内を行うなど、電子化を推進し、窓口業務の質を向上させた。

▼ 全職員が公の施設に勤務していることを自覚し、市民の多様化するニーズに対応したサービスの提供ができるよう、認知症や障がいのある方の対応に関する研修やガイドラインの整備を行った。  
また、正規職員は、上級体育施設管理士の資格取得を推進(86.8%から91.5%に)し、嘱託職員はビジネス能力検定ジョブパス2級以上を取得するなどし、管理水準の維持・向上に努めている。

▽ 第三者に対する委託事業等の管理(業務の適正確保、受託者への適切監督、履行確認)

▼ 札幌市の承認を受け、清掃業務、保守点検業務などを第三者に委託した。事業者の選定にあたっては、当財団の「契約事務取扱規程」などにに基づき、公平かつ透明性を確保した。  
また、業務が適正に履行されるよう、立ち合い検査や作業報告書などにより適正な履行確認を行った。

▼ 委託事業者に従事する労働者の労働環境維持向上のため、札幌市の「雇用環境調査」に伴う賃金、労働時間・条件、各種保険への加入、健康診断の有無などの調査要請と確認を行った。

▼ 各施設の館長(施設責任者)は、委託事業者への指示命令系統を明確化し、連絡体制を整備した。  
また、救急救命講習の受講を義務付けるとともに、施設の消防訓練への参加を要請するなど防災に対する意識向上を図った。

▽ 札幌市及び関係機関との連絡調整等(運営協議会等の開催)

▼ 運営協議会の開催状況は下表のとおり

第1回 4月27日	①平成28年度の実績報告 ②指定管理運営に係る近況報告 ・重視する対象者の利用状況について ・ひざ腰体操教室の実施報告について ・平成28年度第6回・7回理事会の開催について ・正規職員採用試験結果について ・札幌市監査事務局監査講評について ③懸案・確認事項 ・天井工事について ・企業向けのPR等について
--------------	---

第三者への委託業務等の指揮監督は、各施設の館長(施設責任者)が指揮命令系統を整備し、履行検査員となって適正に履行確認を行った。  
また、定期清掃は、作業計画書の提出により、事前に作業の工程や従業員、利用者の安全確保策を確認するなど、十分な打ち合わせのうえ実施した。

3カ月に1回を目安に、要求水準となる年4回の「運営協議会」を開催した。各施設の四半期ごとの利用状況のほか、指定管理業務に関わる取組みの報告や課題解決に向けた意見交換などを行い、札幌市との情報共有と施設の管理水準の維持向上を図った。

<p>第2回 7月28日</p>	<p>①平成29年4月から6月(第1四半期)の実績報告                  ②指定管理運営に係る近況報告                  ・重視する対象者の利用状況報告                  ・ひざ腰体操教室の実施報告について                  ・第1・2回理事会・第1回評議員会の開催について                  ・労働安全衛生会議について                  ・職員研修について                  ・6時間リレーマラソンへの職員の派遣について                  ③懸案・確認事項                  ・利用促進事業の現在の取組み等について</p>
<p>第3回 10月27日</p>	<p>①平成29年7月から9月(第2四半期)の実績報告                  ②指定管理運営に係る近況報告                  ・健康度測定・重視する対象者について                  ・ひざ腰体操教室の実施報告について                  ・測定事業について                  ・第3回理事会の開催について                  ・嘱託職員採用試験について                  ・札幌マラソンにおける健康づくりセンターブースの設置について                  ③懸案・確認事項                  ・重視する対象者に対する取組みについて</p>
<p>第4回 1月25日</p>	<p>①平成29年10月から12月(第3四半期)の実績報告                  ②指定管理運営に係る近況報告                  ・各種測定事業の利用状況について                  ・重視する対象者の利用状況報告                  ・ひざ腰体操教室の実施報告について                  ・第4・5・6回理事会の開催について                  ・新採用嘱託職員の採用結果、正職員採用試験について                  ・労働安全衛生会議について                  ・札幌市ICT活用プラットフォーム検討会について                  ・自動販売機の設置業者について                  ③懸案・確認事項                  ・運動教室について                  ・イベントでのPRについて                  ・利用連絡票について                  ・広報さっぽろへの掲載について                  ・天井の改修について                  ・修繕について</p>
<p>&lt;協議会メンバー&gt;                  ・札幌市保健福祉局保健所健康企画課                  ・(一財)さっぽろ健康スポーツ財団 事務局各課、健康づくりセンター</p>	

▼ 施設の管理運営に係る重要案件については、協定書に基づき、所管部局を通して札幌市へ適正に報告・連絡・相談を行った。

▼ 医療機関をはじめ、各区保健福祉部などの関係団体と連携し重視する対象者の利用促進を図った。

▼ 各施設は町内会へ加入し、より密着した地域活動を推進した。

区役所、保健センター、地域団体、医療機関、教育機関などと連携・協力関係を構築し、各種事業の推進に反映している。

▼ 地域住民のスポーツ・健康づくり活動を支援するため、区が運営主体となる「中央区ウインターフェスタin大倉山」などのスポーツ・レクリエーションイベントを通じ、区役所、区民センター等と連携を図り良好な関係を築いた。

▼ 地域活動の活性化を図るため、八軒ふれあいまつりなどの地域イベントを通じ、町内会関係団体などと連携を図り、良好な関係を築いた。

▼ 札幌市立大学など教育機関と連携したインターンシップや職場体験学習を積極的に受入れ(248名)、職業観の醸成に寄与した。

▼ 大学や専門機関と連携し、運動プログラムの開発や資格認定講座の開催などを行った。

①北翔大学との「事業連携に関する協定」継続(スポーツボランティアの実習等)

②順天堂大学と連携した「利用者満足度調査」の実施

③順天堂大学及び日本体育施設協会と連携した「体育施設管理士養成講習会」の開催

④政令指定都市及び道内のスポーツ振興団体との連携(連絡会議の開催)

⑤日本スポーツボランティアネットワークへの参画

⑥日本公共スポーツ施策推進協議会への参画

⑦一般社団法人幼少年体育指導士会と連携した「幼少年体育指導士認定講座」の開催

▼ プロスポネットSAPPOROの「北海道コンサドーレ札幌」、「北海道日本ハムファイターズ」、「レバンガ北海道」や、「エスポラーダ北海道」、「ノルディーア北海道」のプロチーム・トップチームの活動を当財団全体で支援するとともに、協働イベントなどの開催を通じて、子ども達と選手が触れ合う機会の創出に寄与した。

▼ 社会貢献活動等の取組み

① 環境保全活動

関係団体との連携による河川敷清掃、植栽などの実施、ペットボトルキャップの回収(回収累計22,991キログラム)、環境教育へのクリック募金への協力(寄付金額240,000円)、「生物多様性さっぽろ応援宣言企業・団体」、「さっぽろエコメンバー(レベル3)」への登録など、環境保全活動に積極的に協力した。

また、北海道グリーン・ビズ認定制度の「優良な取組」部門に登録申請を行った。

② 地域防犯活動

連合町内会及び警察署の協力による交通安全啓発運動、不審者及びテロ対策講習を開催するなど、地域における防犯活動を推進したほか、札幌市地域安全サポーターズに登録し、各施設が子ども110番のエリアとなり、また、公用車にステッカーを貼るなど、地域の防犯活動を積極的に行った。

③ さぼーとほっと基金への登録

札幌市内の町内会やボランティア団体を助成するためのさぼーとほっと基金へ登録し、各施設における飲料などの自動販売機の売り上げの一部を寄付し、札幌のまちづくり活動を支えた。

④ 地域への安全な健康づくり環境の提供

さっぽろ救急サポーターとして、各施設には応急手当のできる職員を配置し、速やかに応急手当が行える環境を整え、地域の安全・安心な健康づくり・スポーツ活動の実施に協力した。

また、(公財)日本体育施設協会や(一社)幼少年体育指導士会と連携し、施設の管理運営や幼児運動に関する資格認定講座を開催するなど、地域スポーツの振興に寄与する取組みを行った。

札幌市及び関係団体との適正な連絡調整と併せて、管理業務計画書の提案に基づく社会貢献事業等を組織的に実施し、施設の効用をさらに高めた。



⑤ 社会貢献や地域支援などを目的とした関係機関との連携支援として、盲導犬育成支援募金(募金額:平成29年度分109,502円)及び東日本大震災復興支援募金(募金額:平成29年度分38,981円、累計1,728,381円)、熊本地震災害救援募金(募金額:平成29年度分154,351円、累計378,942円)などに協力した。

⑥ 献血への協力

「献血サポーター」として登録し、献血へ積極的に参加することを全職員に呼びかけ、北海道血液センターにて成分献血及び全血献血に協力した。

⑦ 札幌市が「魅力都市さっぽろシティプロモート戦略」のコンセプトとして掲げた「笑顔、スマイル」を象徴する専用ロゴマーク「SAPPORO(サッポロスマイル)」を広くPRするため、パートナー会員として登録するとともに、職員はネームプレートに同ロゴを取入れ、積極的にシティプロモート戦略の推進に寄与した。

▽ 財務(資金管理、現金の適正管理)

▼ 指定管理事業と自主事業を明確に区分し、経理書類を年度ごとに適切に保管し、適正な経理処理を行った。また、現金の取扱いについては、当財団の財務会計規程、同運用規則などの規程と併せて、マニュアルを整備し、適正な処理を行った。

▼ 毎日の利用料収入等は、売上根拠資料と一致するよう職員2名で確認し、売上金、日計表、現金出納簿の整合性を複数の職員で確認するなど厳格に管理した。

▼ 切手、サピカ、タクシーチケットなどの金券類は、使用の都度、受払簿に記帳するとともに、現金分任出納員となる館長(施設責任者)が厳格に管理した。

▼ 現金の取扱いは2名体制で行い、更に全施設に指紋認証式金庫を配備し、開閉履歴を管理することにより、事故や不祥事の未然防止を徹底した。また、懲戒処分細則に不祥事に対する罰則規定を定め、厳格な管理に継続して取組んだ。

▼ 各施設の予算編成、収入・支出行為、決算については、事務局の財務課が管理集約することで、適正な処理を行った。

また、10万円以上の物品購入や役務における事業者の選定については、当財団の契約事務取扱規程を整備し、指名競争入札または随意契約により公平性かつ透明性を確保した方法で実施した。

▼ 税理士法人と顧問契約を締結し、定期的に監査を受け、会計帳簿及び財務諸表の確認のほか、税務に関する相談・アドバイスを受け、各種税法を遵守した会計処理を徹底した。

▼ 関連法令、当財団定款及び財務会計規程、資産運用要領の定めのほか、公益法人会計の基準に準拠し、透明性の高い、健全な資金管理を行った。

▽ 要望・苦情対応

▼ 当財団が策定する要望対応手続きに関するマニュアルに基づき、全職員がOJTなどを通じて共通の対応ができる体制を整備した。

「財務会計規程」、「契約事務取扱規程」、「現金取扱いマニュアル」など、関係規程とマニュアルを整備し、複数名で確認を行うことで、適正かつ厳格な現金の取扱いを徹底した。また、公認会計士による外部監査、顧問税理士による月例検査、定期内部監査、監事監査、札幌市監査など第三者機関を含めた重層的な検査体制を整備し、透明性が高く、健全な資金管理を行っている。

利用者や市民からの意見・要望・苦情に対して、迅速な対応と可能な限りの即時改善した。

	<p>▼ 施設に直接寄せられた要望・苦情は施設責任者が担当窓口となり、その内容に応じて必要な対応を行った。また、グループウェアや業務日誌による一元化した情報共有を行い、引継ぎを行うとともに、早期の業務改善に反映させる体制を整備した。</p> <p>▼ 施設内にご意見箱を設置し、寄せられた要望・苦情について、今後の対応を迅速に回答を掲示した。</p> <p>▼ メールで寄せられた要望・苦情は事務局(総務課)を受付担当の窓口として、原則7日以内に迅速に回答した。また、寄せられた内容は、要望、意見、苦情、問合せに分類し整理した。</p> <p>▼ 札幌市の判断を要するものは、速やかに報告・相談し、連携を図りながら対応にあたった。</p> <p>▽ 記録・モニタリング・報告・評価(記録、セルフモニタリングの実施、事業報告、札幌市への検査等への対応、自己評価の実施。)</p> <p>▼ 管理運営業務に関する記録や帳簿類は、年度ごとに適切に整備し、仕様書に定められた期間及び当財団の規程に則り、適正に管理・保管した。</p> <p>▼ 事務局の各課において各施設で行う業務に関する実施方法、記録等について適時確認を行い、セルフモニタリングを行った。</p> <p>▼ 札幌市のチェックリストにより、業務・財務に関する自己チェックを前期と後期の2回実施した。</p> <p>▼ 利用者満足度調査のほか、コンプライアンスやガバナンス、利用者サービスと業務の改善を目的としたセルフモニタリングを実施した。また、その分析結果や改善方法等については、運営協議会等で適時、報告した。</p> <p>①コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会により、ガバナンスの確認と評価          ②外部監査(監査法人会計監査3回、税務監査9回実施)          ③PDCAサイクルによる提案項目の進捗管理          ④利用者のご意見等を記載する専用カードと回収箱の常時設置による要望等の収集          ⑤当財団ホームページのご意見メールの機能による市民からの要望等の収集          ⑥大会・イベント等参加者に対する事業内容の検証とプログラムサービスの改善に関するニーズ・意見の収集(事業の実施時間の変更など)</p> <p>▼ 施設の利用状況・利用料金収入状況に関する毎月の報告のほか、修繕完了時の報告、事故発生時の報告を適時行った。また、事業年度終了に伴う管理運営業務の実施状況等の事業報告を行った。</p>	<p>また、当財団が管理する各指定管理グループを横断して情報共有を図ることで、再発防止と今後の業務改善を行った。併せて、札幌市と調整が必要な場合は、適時、報告・相談を行うなどし、適切に改善に向けた取組みを行った。</p> <p>施設の運営に関する多様なセルフモニタリングを積極的に実施し、自己評価と専門機関の評価を受け、各業務の改善と管理水準の維持向上に役立てた。また、業務の記録や書類の保管を適正に行い、札幌市には、業務の重要性に応じて適時、報告・相談・協議を行ったほか、運営協議会などを通じて情報の共有を図った。</p>									
<p>(2)労働関係法令遵守、雇用環境維持向上</p>	<p>▽ 労働関係法令遵守、雇用環境維持向上</p> <p>▼ 組織のガバナンス強化を目的に、職員就業規則、ハラスメント防止等に関する細則、懲戒処分細則等の改正を行った。また、社会保険労務士、弁護士と顧問契約し、労働関係法令を遵守するとともに、札幌市に準じて就業規則等の必要な改正を行った。</p> <p>▼ 最低賃金法に基づき、適正な賃金改定を行うとともに、平成30年3月にも規程改正を行い、パート職員の給与を引き上げ雇用環境の向上を図った。(平成30年4月1日から適用)</p>	<p>職員の雇用は、労働基準法、労働契約法、労働安全衛生法をはじめとする各種法令を遵守した取組みと規程の改正を行った。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1248 1691 1300 1736">A</td> <td data-bbox="1300 1691 1353 1736">B</td> <td data-bbox="1353 1691 1406 1736">C</td> <td data-bbox="1406 1691 1452 1736">D</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1248 1736 1452 2072">労働関係法令の遵守や就業規則などの関係規程を整備する他にも、職員の福利厚生やワークライフ・バランスにも取り組んでいる。</td> </tr> </table>	A	B	C	D	労働関係法令の遵守や就業規則などの関係規程を整備する他にも、職員の福利厚生やワークライフ・バランスにも取り組んでいる。			
A	B	C	D								
労働関係法令の遵守や就業規則などの関係規程を整備する他にも、職員の福利厚生やワークライフ・バランスにも取り組んでいる。											

▼ 労働基準法第36条に基づき「時間外労働及び休日労働に関する協定(三六協定)」を締結(更新)し、所轄労働基準監督署への届出を行った。

▼ 厚生年金保険法及び健康保険法に基づき、労働者の勤務形態、家族状況等に応じて厚生年金保険、健康保険に適切に加入し、必要に応じて届け出等を行った。

▼ 労働者災害補償保険法に基づき、全ての労働者は労災保険に、条件を満たす労働者は雇用保険に加入した。また、労働安全衛生会議を設置し、労働災害防止対策を徹底した(労災防止強化月間の制定等)。  
夏期:7月1日から7月31日/冬期:12月1日から12月31日

▼ 労働安全衛生法に基づき、雇入れ時に、健康診断を実施するとともに、1年に1回定期健康診断を実施した。また、職員の健康管理のため、内科医及び心療内科医を産業医として選任するとともに、ストレスチェック制度実施規程を策定し、職員数が50人を超える事業場の職員に対しストレスチェックを実施するなど、職員の健康管理に適正に対応した。

▼ 労働契約法に基づき、平成30年4月1日以降に雇用期間が5年を超える職員については、無期労働契約へ転換する旨規程改正を行い、有期労働契約職員に制度の周知・説明を行った。無期労働契約転換申出書の様式を配布し、平成30年4月1日以降随時受付を行い、積極的に無期転換を進める。

▼ 正規職員を新たに雇用する際、現在の非正規職員(嘱託職員)から受験者を募り、内部登用試験を実施した。その結果、非正規職員6名を正規職員に転換した。

▼ 高齢者等雇用の安定等に関する法律に基づき、定年(60歳)退職後に、希望者全員を65歳まで継続雇用し、高齢者の雇用を促進した。

▼ 次世代育成支援対策推進法及び女性の職場生活における活躍の推進に関する法律に基づき、一般事業主行動計画を策定し、北海道労働局への届出とともに全職員への周知及び財団ホームページで公表した。

▼ 育児・介護休業法の改正に伴い、保育所に入園できない場合等の休業期間繰り下げ変更申請回数を、法定を超える子が3歳に達するまで何度でも変更可能とする旨、規程改正を行い雇用環境の向上を図った。

▼ 番号法に基づく、マイナンバー取扱いの基本方針に基づき取扱規程を策定し、マイナンバーの取得や保管に関して厳重に管理した。

▼ 障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者の雇用促進を積極的に取り組み、法定雇用率2.0%を超える2.27%の雇用率となった。

▼ 札幌市のワーク・ライフ・バランス取組推進宣言認証企業(ステップ3)として、職員の仕事と生活の調和のため、スキルアップや社会貢献、ボランティア活動、育児休業などの各種休暇取得を奨励した

▼ 子育てしやすい環境づくりを推進するため、さっぽろ市民子育て支援宣言を行った。

▼ 職員の福利厚生として、業績表彰・永年勤続表彰・慶弔給付・人間ドック助成・宿泊助成などの制度を実施した。

特に労働安全衛生法に基づく、産業医との連携やストレスチェックの実施など、職員の健康面に配慮した取り組みを行った。

また、ワーク・ライフ・バランスの取組みを継続的に推進するとともに、職員の意欲向上を目的とした業務成果に対する表彰や業務の工夫改善に関する表彰は市民サービスの向上と管理水準の維持向上につながっている。併せて、障がい者の雇用促進や雇用環境の整備も行い、法定雇用率を超える雇用を達成するなど、健全な組織体制が整備されている。

	<p>▼ 事務局については毎月第4金曜日、各施設については整備日を「ノー残業デー」に設定した。 また、日常業務におけるシステム化を進め、業務の効率化を図ることで長時間労働を抑制するなど、ワーク・ライフ・バランスの取組みを推進した。</p>										
<p>(3)施設・設備等の維持管理業務</p>	<p>▽ 総括的事項(利用者の安全確保、市民サービス向上への配慮、連絡体制確保、保険加入)</p> <p>▼ 利用者がより安全・安心で快適に施設を利用できるように、一貫性を持ったサービスを提供するため、健康づくりセンター管理運営マニュアル、事故対応マニュアル、災害対応マニュアルなど各業務に沿ったマニュアルを整備し、グループ内、施設内で共有した。 また、施設の設備状況に合わせた巡回点検表を活用し、異常の有無を確認するなど、継続的な安全確保とサービス水準維持の向上を図った。</p> <p>▼ 中央センターにおける健康度測定や各種健康診査を実施するため、医療法で定める診療所開設許可を継続して取得した。</p> <p>▼ 医師をはじめ、保健師、看護師、管理栄養士、理学療法士、健康運動指導士、防火管理者、普通救命講習修了者、応急手当普及員、サービス介助基礎修了、認知症サポーターなどの専門資格者を配置した。 併せて、各資格保有者が中心となり、救急救命講習や事故対応シミュレーション研修等、各種研修を継続的に実施し、利用者の安全確保と適切な施設の管理運営を行った。</p> <p>▼ 広報さっぽろに代わる周知方法についてなど検討を行い、業務の見直し、改善を図った。</p> <p>▼ 各施設の拾得物については、特例施設占有者として定められた期間内に所轄警察署へ届出を行ったほか、「拾得物・遺失物の取扱マニュアル」を策定し、適切に取扱った。</p> <p>▼ 施設賠償責任保険(交差責任担保特約の付加)、医師賠償責任保険、運送保険に加入し、利用者及び職員への適切な補償体制を整備した。 また、当財団独自で傷害見舞金給付事業を行い、自主事業参加者の事故に備えた。 なお、施設賠償責任保険における賠償額は、対人・対物とも仕様書に示す基準補償額を大きく上回っている。</p> <p>▽ 施設・設備等の維持管理業務(清掃、警備、保守点検、修繕、備品管理、駐車場管理、緑地管理等)</p>	<p>利用者や地域住民の安全確保を最優先にしながら、各業務が適正に実施できるように、各種マニュアルの整備や専門的な資格を有する職員の配置を行うのと併せて、リスクが想定される事象に対応した要求水準以上の各種補償体制を整備した。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1248 309 1311 353">A</th> <th data-bbox="1311 309 1375 353">B</th> <th data-bbox="1375 309 1439 353">C</th> <th data-bbox="1439 309 1452 353">D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1248 353 1452 1588"> <p>財団独自の利用者に対する各種補償体制の整備・施設設備等の維持管理業務において、仕様書の要求水準以上に積極的な取り組みを行い、利用者に対するサービス向上が認められる。清掃業務では委託の日常清掃で対応が難しい、トレーニング機器の拭き清掃等を職員が適時行い、施設の衛生保持に努めている点で評価できる。また修繕では、業務仕様書に定められている年間上限額まで自主的に修繕を行っており、適正に施設・設備の維持に取り組んでいる。AEDは新たに必要台数を増やして購入しており、緊急時への対応を強化している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	A	B	C	D	<p>財団独自の利用者に対する各種補償体制の整備・施設設備等の維持管理業務において、仕様書の要求水準以上に積極的な取り組みを行い、利用者に対するサービス向上が認められる。清掃業務では委託の日常清掃で対応が難しい、トレーニング機器の拭き清掃等を職員が適時行い、施設の衛生保持に努めている点で評価できる。また修繕では、業務仕様書に定められている年間上限額まで自主的に修繕を行っており、適正に施設・設備の維持に取り組んでいる。AEDは新たに必要台数を増やして購入しており、緊急時への対応を強化している。</p>			
A	B	C	D								
<p>財団独自の利用者に対する各種補償体制の整備・施設設備等の維持管理業務において、仕様書の要求水準以上に積極的な取り組みを行い、利用者に対するサービス向上が認められる。清掃業務では委託の日常清掃で対応が難しい、トレーニング機器の拭き清掃等を職員が適時行い、施設の衛生保持に努めている点で評価できる。また修繕では、業務仕様書に定められている年間上限額まで自主的に修繕を行っており、適正に施設・設備の維持に取り組んでいる。AEDは新たに必要台数を増やして購入しており、緊急時への対応を強化している。</p>											

## ▼ 第三者へ委託する主な業務の内容

## ①清掃業務

管理業務仕様書で定める西センターで、毎日の日常清掃を適正に実施し、館長(施設責任者)が履行確認を行うとともに、職員による対応清掃も併せて実施した。

また、定期清掃を年3回実施し、事前に計画書で清掃箇所や安全対策を確認をのうえ、各諸室の床洗浄、高所清掃、照明・窓ガラス清掃を行った。

なお、各施設で産業廃棄物、中央センターで感染症産業廃棄物の処理を適正に行った。

## ②フローリングスペースの維持保全業務

指定期間の計画において、中央センターの運動フロアのフローリング塗膜を除去し、水性ウレタンを塗布した。

## ③保守点検業務

医療機器及びトレーニング機器の専門業者による保守及び定期点検を実施し、正確な作動を維持するとともに、指摘箇所の改善を行った。

## ▼ 修繕

医療機器及びトレーニング機器の修繕のほか、衛生、音響設備や事務機器など、市民の利用に支障が生じないよう緊急度や破損の状況を考慮し、必要な初期対応を含めて実施した。

## ▼ 備品管理

日常・定期点検、専門業者による保守点検、清掃などを実施し、異常を早期発見するとともに、所要の性能を発揮できる状態を維持した。

また、現指定管理期間の満了に伴い、備品のリストを整理した。

## ▼ 備品更新

年度当初に策定した備品購入計画に基づき、更新の必要があるトレッドミル、筋トレマシンなど(4,288,680円)を購入し、札幌市に帰属した。

▼ 施設周辺の簡易な除雪が必要となる西センターでは、通路、身障者用駐車スペース、玄関まわりなどを職員が適時、除雪、転倒防止の砂まき、雪庇落としを行い、要求水準以上に利用者及び歩行者の安全を確保する取組みを行った。

▼ 施設周辺の外構管理が必要となる西センターでは、利用者及び歩行者の動線周辺の落ち葉清掃、ゴミ拾いを行い、要求水準以上の環境美化を行った。

## ▽ 防災

▼ 各施設で消防訓練を実施し、利用者の避難誘導に関する取組みを強化した。

また、西センターは八軒まちづくりセンターの統括防火管理者と連携し、合同で訓練を実施した。

▼ 札幌市内の天候状況の変化などを事務局で集約し、各施設に対応の指示と併せて適時発信することで、組織的に災害対策への取組みを徹底した。

▼ スポーツ施設におけるAEDの設置・管理の在り方に関するガイドラインに準じて、6台(中央センター2台、東センター1台、西センター3台※1台増設)のAEDを設置し、緊急時には誰もが即時に使用できる環境を整備した。また、各施設において職員が普通救命講習を受講した。

▼ 中央センターに災害時における緊急時飲料提供ベンダーの設置を行った。

第三者に委託する清掃業務(西センター)や備品の保守点検業務の履行確認と併せて、都度発生する対応清掃や簡易な修繕などは職員が実施し、適正な維持管理を行った。

また、外構管理や除雪なども適時行うことで、利用者の安全と施設の環境維持につとめ、要求水準以上に積極的な取組みを行った。

地域避難場所に指定される西センターでは八軒まちづくりセンターと合同の消防訓練を実施するなど、防災意識の向上に努めるとともに、要求水準を十分に満たすAEDを各施設に配置するなど積極的に取組んだ。

▼ 地震速報器の設置や札幌市防災アプリ「そなえ」をダウンロードするなど、利用者への適切な注意喚起・避難誘導等の対応ができる体制を整えた。

▼ 開館中を除く時間帯に災害が発生した場合に備え、必要な緊急連絡網を更新し、体制を整備した。

## (4)事業の計画・実施業務

## ▽ 健康増進事業

▼ 中央センターで、健康度測定(一般コース、簡易コース)と体力測定コースを実施し、結果に基づき医師、保健師、管理栄養士、理学療法士による指導を行った。また、特定健診受診時に健康度測定を受診できるよう「特定簡易コース」を設け、要求水準以上に受診者の利便性を向上する取組みを行った。  
なお、体力測定の受付に際しては、リスクのある方や重視する対象に該当する方に対しては、健康度測定の受診を勧めている。

(人)

施設	事業名	H28	H29	前年比	
中央	健康度測定	一般	94	100	106.4%
		簡易	901	995	110.4%
		特定簡易	403	365	90.6%
	体力測定	60	35	58.3%	

※健康度測定受診者の84.6%が重視する対象者

## ▽ 運動指導事業

▼ 各施設でトレーニング機器の使用方法などの自主利用者指導業務、集団指導の自由参加プログラムを有資格者が行った。  
また、中央及び西センターでは、保健センターへの運動指導員派遣事業を行うとともに、健康度測定受診者に対する教室を豊平区体育館、厚別区体育館で各年4期実施した。  
併せて、健康増進事業の結果に基づき、個別の運動プログラムを作成し、運動指導を行った。

## ▼ 参加者数

(人)

施設	事業名	H28	H29	前年比
中央	自主利用	76,435	83,513	109.3%
	自由参加	15,122	18,032	119.2%
	個別運動指導	556	507	91.2%
東	自主利用	37,381	42,831	114.6%
	自由参加	11,801	12,456	105.6%
	個別運動指導	74	74	100.0%
西	自主利用	118,165	121,050	102.4%
	自由参加	29,187	29,859	102.3%
	個別運動指導	339	348	102.7%
	ウォーキング講習	406	459	113.1%

## ▼ 自主利用者のうち重視する対象者

(人)

区分	H28	H29	前年比
対象者人数	2,101	2,295	109.2%
利用人数	60,834	69,194	113.7%

健康増進事業や運動指導事業をはじめとする各事業は業務基準を超える回数を実施した。特に、重視する対象者と健康度測定受診者の増加を課題と捉え、組織的に医療機関との連携強化や各種PR活動に積極的に取り組んだ結果、健康度測定及び自主利用者における重視する対象者の比率は向上した。  
また、健康度測定受診者の増加に伴い、保健指導を始めとする各種相談事業も大きく件数が伸びたが、特に、重点的に取り組んだ理学療法士による評価・相談で大きく伸びた。  
事業の内容により、増減はあるが、全体として良好に推移した。

A B C D

事業の計画・実施は、「管理業務仕様書」に基づき実施されており、札幌市の要求水準を満たしている。

健診事業について、おおむね前年の数値を上回っている。体力測定に関しては前年を下回っているが、健康度測定の受診への切り替えを勧めており、簡易コースでは体力測定の利用減を大きく上回る利用増が認められ、受診者増加のための取組を評価できる。

## ▼ 運動指導員派遣 (回)

事業名	H28	H29	前年比
保健センターへの派遣	17	19	111.8%
体育館への派遣	67	78	116.4%

## ▽ 女性のフレッシュ健診(中央)

▼ 中央センターで、仕様書の実施要領に定める回数以上の47回を実施した。  
また、健診の申込みにあたっては、市民の利便性向上を目的にホームページからの受付を継続実施した。  
なお、今後は受診者の増加に向けて、日曜日の実施も検討する。

## ▼ 受診者数 (回/人)

区分	H28	H29	前年比
回数	50	47	94.0%
参加人数	714	664	93.0%

## ▽ 健康増進に関する情報の収集、提供

▼ 予約システムにより収集する個人情報について、札幌市個人情報保護条例及び当財団が定める「個人情報の保護に関する細則」の規程に基づき適正に管理した。  
また、中央センターと西センターに図書コーナーを設置した。(ホームページの運営については広報業務に記載)

## ▽ 各種相談事業(中央)

▼ 中央センターで、市民の健康増進に資するため、利用者等に対して健康づくりや食生活に関する保健・栄養相談と指導を行った。

## ▼ 相談者数 (人)

区分	H28	H29	前年比
保健指導	1,520	1,587	104.4%
栄養指導	1,600	1,656	103.5%
理学療法士による 評価・相談	587	911	155.2%
計	3,707	4,154	112.1%

## ▽ 研修等

▼ 各施設で、健康な地域づくりのため活動する意思がある方などを対象に、地域の健康づくりを担う人材育成を目的とした講習会を実施した。  
また、要求水準以上の参加者が受講するとともに、平成26年度から28年度修了者を対象に、運動実技のポイント等の確認や情報交換を行うフォローアップ研修も実施した。

## ▼ 参加者数 (人)

事業名	H28	H29	前年比
ロコモサポーター養成講座	55	66	120.0%
ロコモサポーターフォローアップ研修	23	28	121.7%

## ▽ 調査研究事業

▼ 中央センターで、「平成26年度から28年度肥満改善教室参加者における急性効果と6ヵ月後の追跡調査による長期効果の検討」及び「健康度測定新規受診者のうち重視する対象者に該当した者の利用状況と1年後再受診者の効果についての検証」に関する調査研究を行った。



▽ 受託事業  
 ▼ 札幌市から施設の設置目的の達成のため、指定管理業務に関連する特定健康診査や各種健診、特定保健指導などの業務を受託し、市民の健康増進につなげた。

▽ 施設の利用促進に関する取組み  
 ▼ 重視する対象者の利用促進と医療機関との連携強化を目的に、札幌市医師会を通じて医療機関(1,290医院)にリーフレット等の配架協力を依頼した。

▼ 健康度測定受診者増加のため、各種イベントに出向き、直接、測定内容の説明やキャンペーンを行うなど様々な取組みを行うとともに、当財団からの働き掛けにより、さぽーとさぽろ(札幌市中小企業共済センター)の助成事業に健康度測定が対象事業として承認された。

▼ 体力測定は、隔月の日曜日に実施したものの、前年比約40%の減少となった。体力測定希望者のうち、リスクのある方や重視する対象に該当する方に対しては、健康度測定の受診を勧めていることも要因となっている。

▼ 週2回の供用時間延長を行うとともに、開館(供用)日数を増やし(特別開館)、健康づくりに関する情報提供や測定・運動体験などを行うことで、市民の利便性やサービスの向上を図り、利用者増加を図った。  
 ・健診フロアの利便性向上を目的とした8時30分からの開館(中央センター)  
 ・体力測定の日曜日実施による開館(中央センター)  
 ・西区健康づくりフェア2017での開館(西センター)  
 ・高齢者のための健康チャレンジDAYでの開館(中央センター)  
 ・体育の日の開館(中央・東・西センター)  
 ・年始(1/3)の開館(西センター)

▼ 各施設で、父の日、母の日、スポーツDAYでは運動のきっかけづくりとして、初めての人対象の特別プログラムを実施した。

▼ ホームページにおいて、障がいの有無や年齢によらず、誰もが気軽に問合せが行なえるよう、全ページにお問い合わせメールフォームを配置し、寄せられたメールは7日以内に回答することにより、利用者の利便性の向上を図った。

(5)施設利用に関する業務

▽ 利用件数等  
 ▼ 利用件数 (件)

区分	H28	H29	前年比
中央センター	113,211	124,433	109.9%
東センター	48,595	56,128	115.5%
西センター	154,716	157,234	101.6%
合計	316,522	337,795	106.7%

▼ 利用の促進を図るための各種取組みにより、健康づくりセンター全体で前年度より延べ21,273人の利用者が増加したことにより、利用件数も増加した。また、管理業務計画書における平成29年度の利用者数目標値を大幅に上回った。

▽ 受付カウンター業務  
 ▼ 各施設を訪れるすべての利用者が安全で快適に利用していただけるよう、定期的に受付スタッフに対して接遇研修を行い、良好なサービスを提供した。

これまで蓄積したノウハウを最大限に発揮し、利用者へのスムーズな案内を行うなど、質の高い接遇を行った。また、条例、施行規則、要領に基づき、適正に使用承認等を行った。なお、事業の計画・実施業務における施設の利用促進の取組みによる利用者増加に伴い、使用の承認件数が増加した。

A	B	C	D

イベント企画やキャンペーンの実施など利用者数の増加についての取り組みもあり、札幌市の要求水準を満たす利用増となっている。

	<p>▼ 各施設の利用者が円滑に利用いただけるよう、動線に配慮したサインの設置を行うとともに、バリアフリーを念頭に受付カウンターに老眼鏡配置、筆談対応の措置を講じた。また、初めて来館された方に対してもわかりやすく説明するとともに、各種事業案内のチラシや利用案内リーフレットをロビー等に配架した。</p> <p>▽ 使用承認に関する業務</p> <p>▼ 各施設は、職員のOJTを通じて条例、規則、要領、関係法令を理解し、すべての利用者に対して、平等利用を確保した。</p> <p>▼ 札幌市健康づくりセンター条例及び施行規則に基づき、適正に使用の承認等の手続きを行った。また、利用料の減免について、同条例、施行規則、使用料減免要綱取扱要領に基づき、行政執行代理者として、適正な手続きを行った。</p> <p>▼ 施設責任者は、北海道公安委員会主催の「不当要求防止責任者講習」を受講し、不当要求防止責任者として選任するなど、暴力団を始めとした反社会勢力の活動阻止に努めた。</p> <p>▽ 利用促進に係る業務</p> <p>▼ 医療機関からの診療情報提供書(札幌市経由)や包括支援センターなどからの利用連絡票の提供により、各機関と連携を図り、利用者を受入れた。また、各機関に事業案内を行うとともに情報交換などを行った。</p> <p>▼ ホームページで、医療関係者向けに「札幌市健康づくりセンター利用促進事業の概要」などを掲載し、関係書類の様式等をダウンロードできるようにするなど、利便性を向上させた。</p>		<p>また、「重視する対象者」の利用促進PRにより、重視する対象者の利用者数が増加したことや、開館時間延長、開館日の増設により、多くの市民が施設を快適に利用できるような配慮がされており、評価できる。</p>								
<p>(6)付随業務</p>	<p>▽ 広報業務</p> <p>▼ 毎月、施設ごとに利用案内(時間割)を作成し、区役所、区民センターなど広く市民に配布するとともに、ホームページに掲載し、利用の促進を図った。</p> <p>▼ 当財団ホームページ「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づきウェブアクセシビリティ方針を策定し、ホームページに公開した。また、平成30年3月に「JIS X 8341-3」の適合レベルAAの準拠を達成した。なお、以下の取組みを推進し、高齢者や障がいのある方を含む全ての利用者が利用しやすいホームページとした。</p> <p>【実施例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①全ページに「お問い合わせフォーム」を新設</li> <li>②職員採用情報ページの適時更新</li> <li>③教室WEB申込みの開始とページの新設</li> <li>④財団カレンダーダウンロードサービスの実施</li> <li>⑤外国語自動翻訳機能の導入</li> <li>⑥色合いの変更機能の導入</li> <li>⑦地域情報発信スマートフォンアプリ「Domingo」への継続登録</li> </ol> <p>【ホームページ訪問者数】  平成28年度訪問者数2,305,428件  平成29年度訪問者数2,309,991件</p> <p>▼ 対象別の利用案内チラシや施設概要パンフレットを作成、配布した。また、毎月、利用案内(時間割)を作成し、区役所、区民センターなど広く市民に配布するとともに、ホームページに掲載し、利用の促進を図った。</p>	<p>ホームページにおいては、JIS X 8341-3や障害者差別解消法を踏まえた適切な対応を行ったことにより、閲覧数が増加している。また、医療連携機関や関係機関へ利用促進事業案内チラシなどを配布したほか、各種イベント等においてPRを積極的に行った。併せて、施設の利用や自主事業に関する情報のチラシを作成し、市民に広く周知するなど積極的な広報を行い、均等な参加機会の確保にもつなげている。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">B</th> <th style="text-align: center;">C</th> <th style="text-align: center;">D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">各種メディアを通して積極的に広報業務を行っており、評価できる。</td> </tr> </tbody> </table>	A	B	C	D	各種メディアを通して積極的に広報業務を行っており、評価できる。			
A	B	C	D								
各種メディアを通して積極的に広報業務を行っており、評価できる。											

▼ 「広報さっぽろ」などの広報媒体及び「iさっぽろ」、「地デジデータ放送」など、各種メディアの活用により、積極的に事業等の情報を発信した。

【その他情報発信の事例】

- ①2月に健康づくりセンターをはじめ、他のスポーツ施設指定管理グループと連携した「春からの教室受講生募集チラシ」を作成し、北海道新聞折込実施
- ②ふりっぱーや地域ミニコミ誌への情報掲載
- ③北海道ランニングガイド2017への広告掲載
- ④広報さっぽろ及び札幌市情報アプリiさっぽろへの講習会募集情報等掲載
- ⑤各種イベント開催情報の報道機関に向けたプレスリリース配信
- ⑥町内会回覧板の活用
- ⑦コンサドーレマッチデイプログラムへの広告掲出(5回)
- ⑧当財団広報誌「ヘルス&スポーツライフ」の発行(4回)
- ⑨エコチル、スポチル(小学校直接配布)への広告掲載(4回)
- ⑩ヘルス&スポーツカレンダーの発行
- ⑪テレビ、ローカルFM局等各種メディアへの協力
- ⑫読売新聞や日刊スポーツ新聞などへ当財団広告を掲出
- ⑬環境プラザホームページへの情報掲載とクリック募金へ参画(平成29年度累計60,845クリック)
- ⑭イベント開催時のPRブースの設置(6時間リレーマラソン2017 IN札幌ドーム)
- ⑮地下鉄車両内へのステッカー広告掲出(さっぽろスポーツDAY)

▼ 札幌市の施策等に関する広報

当財団広報誌「ヘルス&スポーツライフ」において、以下の特集記事を掲載しスポーツイベント開催の機運醸成に協力した。

- ①ラグビーワールドカップ2019札幌開催に向けて(vol.110 平成30年1月発行)
- ②冬季オリンピック・パラリンピックの招致に向けた協力(札幌市主催の平昌オリンピック・パラリンピックイベント開催情報vol.110 平成30年1月発行)
- ③当財団ホームページにおいて、札幌市主催イベントの告知協力として「第3回知ろう！ やってみよう！ パラスポーツ」ほかを掲載した。

▼ 北海道の施策等に関する広報

「北海道みんなの日(道みんなの日)」の周知と定着(「道民体操(どさん子体操)」の紹介、vol.108 平成29年8月発行)

▼ 地域の高等教育機関への貢献と各施設にて配布する印刷物のデザイン向上を目的に札幌市立大学と連携したスポーツイラスト・チラシフォーマットの制作を実施した。また、同大学の教員をファシリテーターとして、自主事業のマーケティングに関する職員向けワークショップを開催した。

▼ 募集要項などの利用者向け印刷物は、UDフォントを積極的に使用、札幌市の広報に関する色のガイドラインを参考にした配色、必要に応じたルビなど、ユニバーサルデザインを推進し、視認性を高めることにより、見やすく正確に情報が伝わるよう徹底した。

▽ 引継ぎ業務

(前回から継続指定のため、引継業務なし)

▽ その他管理運営業務に付随する一切の業務

なお、広報さっぽろの電子化に伴う、新たな情報手段の活用と紙面媒体に代わる効果的な広報手段の検討など積極的に広報に取り組んだ。

札幌市のスポーツ・健康づくり活動の支援に係る施策に関する広報については、積極的に協力し、イベントなどの成功に大きく寄与した。また、「北海道みんなの日」の制定にあたり、当財団の広報誌に掲載するなど、積極的に協力した。

▼ ラグビーワールドカップ2019札幌開催にあたり、機運を高めるための広報協力をを行った。  
 ①当財団広報誌「ヘルス&スポーツライフvol.110(平成30年1月発行)においてラグビーワールドカップ特集記事を掲載

▼ 冬季オリンピック・パラリンピックの招致に向けた協力  
 冬季オリンピック・パラリンピックの機運を高めるための広報協力をを行った。  
 ①招致関連庁内通信の職員供覧  
 ②招致関連印刷物の館内配架  
 ③招致ポスター掲示協力  
 ④代表団体の広報誌「ヘルス&スポーツライフvol.110(平成30年1月発行)において、札幌市主催の平昌オリンピック・パラリンピックイベント開催情報を掲載  
 ⑤招致関連フォーラム等への職員参加  
 ⑥札幌招致期成会への参画

▼ 国内外への国際都市札幌の魅力を発信し、国際大会や事前合宿等の誘致活動を行う「さっぽろグローバルスポーツコミッション」に参画し、連携体制を構築した。

▼ 「スポーツを通じたまちづくりの推進」、「障がい者スポーツの普及促進」、「大規模スポーツ大会の運営ノウハウの蓄積」などを目的として、札幌市スポーツ局スポーツ部に正規職員1名を研修職員として派遣し、札幌市と当財団の取組みの共有を進めた。

▼ 一般財団法人札幌市体育協会に正規職員1名を派遣し、加盟競技団体との連携を強化、競技・生涯スポーツと一元化を図った施設の管理運営を行った。

ラグビーワールドカップ2019札幌開催に向けては、札幌市の担当課と積極的に調整を進め、大会の受入れ態勢の準備のみならず、財団広報誌やホームページを活用するなど、広報PRに大きく協力した。  
 また、冬季オリンピック・パラリンピックの招致においても、全面的に協力し、札幌市と一体となり機運を高めるための取組みを推進した。

2 自主事業その他

▽ 自主事業

▼ 自主事業実施状況

区分		H28	H29	前年比
運動教室等	事業数(件)	409	458	112.0%
	参加者数(人)	9,234	9,865	106.8%
派遣事業	事業数(件)	60	54	90.0%
	参加者数(人)	2,547	1,892	74.3%
健診事業	健診人数(人)	1,181	1,149	97.3%

▼ 運動教室の受講料は誰もが気軽に参加し、継続しやすいように安価な料金を維持し、参加の機会を拡大した。

▼ 健康度測定を受診者を対象とした、運動効果等の確認ためのフォローアップ健診や個別サポートプログラム、各種検査など、指定管理事業を補完、付加するための健診事業を実施した。

▼ 各施設で重視する対象者への健康状態の維持・回復・向上までを支援することを目的に、健診(初回・終回)と運動プログラムで構成した「肥満改善教室」や関節疾患に特化した「腰痛予防教室」「ひざ痛予防教室」など、生活習慣病の予防・改善を目指した教室や健康講座などの事業を実施した。

▼ 西センターの施設の有する機能を活用した栄養調理実習や各種健康講座、運動講座を実施した。  
 また、特定保健指導や禁煙支援プログラムなどの各種事業を実施した。

施設の設置目的の達成と管理運営上の課題解決を目指し、事業の計画・実施業務における各事業(健康増進事業、運動指導事業、各種相談事業等)の内容を補完するため、多様な手法の自主事業(健診、各種講座、教室、イベント等)を効果的に実施した。  
 併せて、新たなマーケティング分析により、人口分布に合わせた効果的なPR手法の導入や全市的な新聞折込みチラシを定期的に発行するなど、教室事業にとどまらず、各施設の利用案内の周知を図った。

A	B	C	D

運動教室は平成28年の5%増を上回る6.8%増と良好に推移している。  
 物品購入等では原則として市内企業を活用している他、授産施設への発注を推進するなど、福祉施策への配慮が見られる。  
 また、募金や地域の安全活動に参加するなどの社会貢献活動を行っている。

▼ 中央センター及び保健センターを会場に区主催の地域イベントである「けんこうフェスタ2017inちゅうおう」と高齢者を対象に知る・動く・学ぶをテーマとした健康づくりセンター主催の「高齢者のための健康チャレンジDAY」を同時開催し、地域活性化に取り組んだ。

▼ 各施設で教室の募集ごとに要項、ポスターを作成するとともに、新聞折込チラシ、ホームページなど、広く市民の目に触れる方法で周知、参加の機会を提供した。  
また、新たな取組みとして市内全域に配布されるフリーペーパーに募集情報を掲載し、幅広い年齢層を対象とした広報を展開した。

▼ 自主財源で購入したエリアマーケティングソフトを活用して、施設周辺の人口分布などを国勢調査データを基に調査分析し、市内全域にスポーツ・健康教室の情報が行き届くよう、教室募集時の広報活動を充実させた。

▼ 東センターで開館30周年を記念した事業を開催し、現在利用する市民への還元と地域における施設認知度向上による利用促進を図った。

▼ 健康づくりの動機づけとなるよう、初心者向け特別プログラムなどを実施する「さっぽろスポーツDAY」を、今年度も引き続き開催した。

▼ 札幌マラソンにおいて、各施設の職員が交通規制の各要所などに配備するなど大会役員として従事し、札幌市が主催する全市民的なスポーツ大会の円滑な運営に貢献した。

▼ 日本スポーツボランティアネットワークに加盟し、スポーツボランティアリーダーライセンス更新講習を開催し、ボランティア活動の普及に寄与した。

▼ 2020東京五輪・パラリンピックに係り、日本国政府が推進するスポーツを通じた国際貢献事業である「SPORTS FOR TOMORROW」のコンソーシアム会員に登録し、開発途上国のスポーツ振興のために、当財団主催の講習会で使用したフットサルボールやテニスボールなどのスポーツ用品を提供協力した。

また、札幌国際スキーマラソンにおける海外選手の参加と選手交歓会において国内・海外選手の交流を行ったほか、海外発祥のスポーツを紹介する「ワールドスポーツフェスティバル」などを実施し、国際交流を推進した。

▼ 教室、大会・イベント等の自主事業参加者に事故・怪我が発生した場合は、施設管理の瑕疵に伴う施設賠償責任保険と併せて、当財団独自のお見舞い制度(傷害見舞金給付事業)を適用する体制を整備した。(入院:日額1,500円、通院:日額1,000円)

▼ 自主事業の収支については、指定管理業務に関する収支と区分して経理し、さらに教室、イベントなどの事業部門と販売などの収益部門で区分した。  
また、明確に区分できない人件費や当財団本部機能などの管理経費については、各事業の収益規模に応じて適正に配分して経理した。

#### ▽ 市内企業等の活用、福祉施策への配慮等

##### 【市内企業等の活用】

▼ 物品購入・修繕・役務契約等は、特殊なものを除き、札幌市登録事業者を中心に約83.0%の業務を市内企業へ発注した。

特殊な条件の物件を除き、札幌市登録事業者への発注を基本とし、市内企業の活用に大きく貢献した。

##### 【福祉施策への配慮】

▼ 障がい者の雇用促進に積極的に取り組み、法定雇用率2.0%を超える2.27%の障がい者を雇用した(H30.3月末時点)。

- ▼ 総務課職員2名が「障害者職業生活相談員資格認定講習」を終了し、職業生活全般における相談・指導を行う体制を整えた。
- ▼ 市内の障がい者就労施設や元気ジョブアウトソーシングセンター等の活用を促し、弁当、チラシ印刷、資源回収などの発注を推進した。
- ▼ 当財団が策定した「障がいのある方への配慮のガイドライン」に沿った施設の利用環境の整備を行い、個人利用、専用利用、自主事業の各利用形態において、平等な利用機会を提供した。
- ▼ 一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会の役員(理事)、専門部会委員に理事長、正規職員が就任し、障がい者のスポーツ環境整備に協力した。  
また、札幌市障がい者スポーツの普及促進のあり方に関する検討会議に参画した。
- ▼ 当財団職員で新たに4名が障がい者初級スポーツ指導員の資格を取得し、計15名の有資格者が各障がい者スポーツ団体が運営する普及事業に携わった。

障がい者の雇用に関して積極的な取り組みにより、要求水準以上の雇用率となったほか、札幌市の障がい者スポーツのあり方検討会議に参画するなどし、スポーツ・健康づくり施設における障がい者スポーツの事業実施や開放形態に関して検討を行うなど積極的な取り組みを行った。

3 利用者の満足度

▽ 利用者アンケートの結果

実施方法	実施期間:平成29年7月18日(火)~24日(月) 実施場所:健康づくりセンター3施設 実施方法:質問形式(一部記述式)、施設の利用時間を3区分(午前・午後・夜間)に設定し、利用形態に偏りがないように考慮。 回答者数:656件(中央:200件、西:350件、東:106件) (要求水準は、回答者数500件以上)
結果概要	利用者の総合満足度は要求水準の目標80%に対し95.5%であった。 職員の接遇に関する満足度(迅速さ、親切さ、専門知識など)は要求水準の目標80%に対し、97.0%であり健康づくりセンター全体として管理水準の維持向上が図られている。
お客様からの意見・要望とその対応	▼ 中央センター 【要望】 聴覚障がいのある方から、運動前後に行うストレッチビデオの音声が届かないので動作の説明が解るものがあれば欲しい旨の要望があった。 【対応】ストレッチ動作の画像にナレーションを入れたプリントを作成してお渡しし、ご活用いただいた。
	▼ 東センター 【要望】 廊下をスリッパや運動靴を履かずに靴下のまま歩いたり、子どもの教室を見学したりしていると、特に冬は床が冷たいので何か対応してほしい旨の要望があった。 【対応】 冬期間は入口からの外気の影響もあり、廊下の室温も低めであることから、靴下のままでも冷たくないように廊下の幅の半分程度にカーペットを敷いて、環境改善した。
	▼ 西センター 【要望】 有料でも良いので靴を預けておけるようにしてほしい旨の要望があった。 【対応】 平成29年4月から有料靴ロッカーを設置し、ほぼ100%の稼働率の利用があり好評を得ている。

アンケートの調査標本数は要求水準(500人以上)を超える656人から取得した。  
また、結果は、要求水準(80%)を超える、総合満足度95.5%、接遇満足度97.0%と大幅に上回り、利用者からの高い満足度を得た。  
なお、利用者からの、ご意見・要望を、施設の運営に反映させ、利用者のさらなる満足度の向上を図った。

A	B	C	D
利用者アンケートや意見・要望の情報収集は数年前から継続している。 利用者満足度調査では各種項目で高い満足度を得ており、利用者からの要望に対しても素早く対応しており、評価できる。			

4 収支状況				税込(千円)		A	B	C	D
▽ 収支									
項目	H29計画	H29決算	差(決算-計画)						
収入	233,825	240,808	6,983	利用料収入、自主事業収入は計画を上回ったが、指定管理費収入が消費税率の引上げ延期に伴い、計画を下回ったことから、全体の収入が計画を下回った。 また、支出は効率的な業務の実施により収支改善を図ったことで、収支は計画を大幅に上回った。 しかしながら、収支はマイナスであることから、次期指定期間においては、さらなる業務改善に取り組む。					
指定管理業務収入	175,934	176,861	927						
指定管理費	104,814	102,017	▲ 2,797						
利用料金	70,976	74,721	3,745						
その他	144	123	▲ 21						
自主事業収入	57,891	63,947	6,056						
支出	268,448	257,307	▲ 11,141						
指定管理業務支出	200,903	189,637	▲ 11,266						
自主事業支出	67,545	67,670	125						
収入-支出	▲ 34,623	▲ 16,499	18,124						
利益還元	0	0	0						
法人税等	284	747	463						
純利益	▲ 34,907	▲ 17,246	17,661						
▽ 説明									
<ul style="list-style-type: none"> <li>▼ 利用料金収入は、3施設とも利用者が増加したことに伴い計画を上回った。</li> <li>▼ 指定管理業務支出は、消耗費など経費削減に伴い支出が減少した。</li> <li>▼ 純利益は、収入の増加と支出の減少により、計画より赤字額の縮小となった。</li> </ul>									

<確認項目> ※評価項目ではありません。		適	不適
▽ 安定経営能力の維持	指定管理事業及び各種自主事業の実施により、安定的・継続的に収益を確保している。 また、流動比率が177.1%、自己資本比率は47.8%となっており、安定的な経営に資する財源を有している。		財団の財務状況について、例年自己資本比率が50%前後であり、安定的な経営能力を維持していると言える。
▽ 個人情報保護条例、情報公開条例、行政手続条例、オンブズマン条例及び暴力団の排除の推進に関する条例への対応	個人情報、財団の「保護方針・及び保護に関する規程及び特定個人情報取扱規程」に基づき、OJT研修を通じて各職員へ取扱いの徹底を図るとともに、プライバシーポリシーの改定を行いホームページ及び各種申込書等にて明示し、適切に個人情報を取扱った。情報公開条例等に関しても、指定管理者としての役割や義務を十分に認識し、すべて規定の手続きに基づき適切に対応した。 また、不当要求防止責任者の配置を推進し、暴力団の排除の推進に関する条例へ適切に対応した。		個人情報保護及び情報公開等に関する規程類を定めており、適切に対応している。

## Ⅲ 総合評価

【指定管理者の自己評価】	
総合評価	来年度以降の重点取組事項
<p>指定期間を通じて、重視する対象者に対する健康状態の維持、回復、向上に重点的に取組んだ結果、平成29年度は、重視する対象者の登録者数(前年比3.9%増)及び利用者数(前年比13.9%増)が増加した。</p> <p>また、健康度測定は、医師会と連携したPRや各種イベントにおける市民への直接的なPRなど受診者増加に取組み、前年度から4.4%増加したことは評価できる。</p> <p>今後も、医療機関をはじめとする関係機関と連携し、受診増に向けた取組みを推進していく。</p> <p>なお、現指定期間を通じた管理業務計画書における提案項目の達成率は98.2%と高く、かつ、各項目の実効性も認められたと評価される。</p>	<p>次期指定期間も継続して、重視する対象者の利用を促すため、医療機関、地域包括支援センター、介護予防センターなどの関係機関との連携を強化していくとともに、健康度測定の実受診者の増加を図ることを重点取組みとする。</p> <p>また、重視する対象者の利用継続や健康度測定再受診に向けて、継続的に健康づくり活動に取組めるよう、有資格者をはじめとする職員が組織的な支援を実施する。</p> <p>併せて、生活習慣病、介護予防事業などを積極的に行っていく必要性が高いことから、高い技術と専門性を持った職員の育成に取組んでいく。</p>

【所管局の評価】	
総合評価	改善指導・指示事項
<p>積極的な広報活動や、施設・設備の維持管理を強化し利用者が快適に利用できる様々な配慮を行った結果、利用者数の増加等につながり、管理運営に努力していることが認められると言える。</p>	<p>重視する対象者への受診勧奨や新規利用者の増加に取り組み、医療機関等への広報活動を積極的に行うこと。また事業の効率化等により支出を削減し、利用者数増加等による収入増をはかり、収入の安定化に努める必要がある。</p>